

第 16 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件  
神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年 5 月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,100円	700円	700円	700円	1,100円

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	2,500円	1,700円	1,700円	1,700円	2,500円

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,100円	700円	700円	700円	1,100円

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	900円	600円	600円	600円	900円

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	2,100円

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,100円	700円	700円	700円	1,100円

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	3,800円	2,600円	2,600円	2,600円	3,800円

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	3,300円	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	2,100円

(2) [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の公民館の使用について適用し、同日前の公民館の使用については、なお従前の例による。

## 理 由

公民館の使用料を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。